

景文科技大学 学生単位認定実施要点

(教 008)

2020年11月17日 2020 学年度第1学期カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2021年11月16日 2021 学年度第1学期カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2022年04月26日 2021 学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2022年11月15日 2022 学年度第1学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2023年11月14日 2023 学年度第1学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過

- 一、景文科技大学（以下、本校）は、「専科以上の学校公開教育実施法」、「専科以上の学校遠隔教育実施法」、教育部台教高通子字第1080039411号書簡及び本校大学部学則及び専科部学則に基づき、「景文科技大学 学生単位認定実施要点」（以下、本要点）を制定する。
- 二、本要点の単位認定科目の単位は、法令に別段の定めがある場合を除き、本要点に基づくものとする。
- 三、以下の学生は、単位認定を申請することができる。
 - (一) 学部の募集停止、統合・改称、他学部へ異動した学生、編入した学生、再受験をした新入生。
 - (二) 本校に入学する前に、学習カリキュラムと同一または類似の教育トレーニングを受講した。
 - (三) 新旧カリキュラムを代替する学生（復学した学生、旧カリキュラムの再履修で不合格だった学生を含む）。
 - (四) 海外進学、研究、交換学生。
 - (五) 法令の規定に基づき教育部が認定した大学公開教育の単位を履修し、かつ単位取得の証明がある場合。
 - (六) ダブルメジャーおよび副専攻放棄を申請した学生。
 - (七) 修士コースの大学院生が、本校大学部の在学期間、規定に基づき修士課程の科目を先に履修し、修士課程の科目の得点率が70%に達し、かつ当該科目が大学部の卒業単位に算入されていない場合。
 - (八) 本校が提供するMOOCs課程を履修し、かつ当該課程の単位認定証を取得している場合。
- 四、法律に基づき学籍を取得し本校で準学士学位または学士学位を専攻する場合、入学前に履修・合格した科目は、単位免除申請を行うことができ、単位認定数に基づいて適切な学年に編入することができる。単位免除後、四年制の学生は少なくとも2年間、修士課程の学生及び二年制の学生は少なくとも1年間修業するものとする。
 - (一) 四年制：合計32単位が単位免除に認定された場合は2年生に入学でき、合計70単位が単位免除に認定された場合は3年生に入学できる。
 - (二) 二年制：合計32単位以上が単位認定され準学士学位を取得する場合は2年生に入学でき、学士学位を取得する場合は4年生に入学できる。
 - (三) 修士課程：単位認定合計は、各学部が定める最低卒業単位の1/2（論文の単位を除く）を超えてはならない。本校の学士課程在学中、修士課程の70点以上の単位を取得し、かつ当該科目が学士課程の卒業単位として算入されない場合、2/3まで単位認定される（論文の単位を除く）。
 - (四) 公開教育の単位認定証を所持し、その単位を新入生入学試験の受験資格に用いた場合、入学後、公開教育単位を認定することはできない。公開教育の単位証明書を単位認定に用いる場合、学校での修業年数は当該学制の修業年数を下回ってはならず、卒業必須単位は1/2取得しかつ修業期間は1年以上とする。

- (五) 新入生が認定される総単位数の上限は卒業までに修得すべき総単位数の1/2、編入生が認定される総単位数の上限は卒業までに修得すべき単位数の3/5とする。ただし、本学の修士課程、大学部または専科部を中退し、修士、学士、準学士学位課程に入学している場合、総認定単位数の上限はこの制限を受けない。

五、単位認定の採用認識と規定：

- (一) 本校入学前に履修し合格した専門科目について、入学時まですでに合格から10年以上経過している場合は認定できない。特殊な事情があり、プロジェクトの署名を経て教務長に承認された場合はこの限りではない。
- (二) 単位認定の名称や実質的意味が一致し、学科に合致しているかどうか、関係会議での審議を経て、專業的に認定する。特殊な事情がある場合、関係部門が審査の上、決定することができる。通年コースで成績が1学期のみの場合、その学期のみで単位認定とする。
- (三) 科目名及び内容が同一、または科目名が異なり内容が同一、または名称及び内容が異なるが性質が類似する場合、相互に単位認定することができる。
- (四) 科目の単位数が異なる場合、少ない単位で登録とする。科目の単位数が異なる場合、教学部門は補習科目を指定して単位数の差を補うものとする。科目名が同じ、内容または性質が類似する科目が補習できない場合、単位認定することはできない。
- (五) 学生が必修科目を再履修し、元の課目がすでに開講廃止となっていた場合、科目名が異なる単位を単位認定できないことを原則とする。
- (六) 単位認定申請科目は重複して履修してはならない。ただし、当該科目が単位認定の対象とならないと認定された場合は、再度履修することができる。
- (七) 単位認定後、各学期の履修単位数は下限を下回らないものとする。
- (八) 五専の最初の3年間に履修した科目の単位は、単位認定することはできない。二専、五専の課程は二技の単位として認定することはできない。
- (九) 学生の成績が不合格となった場合、単位認定することはできない。

六、単位認定の申請期限、手続きおよび審査：

- (一) 単位認定申請は1回限りを原則とする。正当な理由がない限り再申請は認められない。ただし、入学後、1 学年第1学期または第2學開始の2週間前から開始1週間までに申請するものとする。(加えて、選択撤回日前までに) 学生の歴年成績証明書1部と記入済みの申請書(オンラインでダウンロード可)を添付して、所属学部提出する。
- (二) 一般教育科目、体育及び国防教育科目はそれぞれ、教務処一般教育センター、学務処体育チーム及び学務処軍事訓練室が第一審査を行う。各学部・学科の専門科目は、各学部・学科が第一審査を行ったのち、教務処に再審査のため提出する。
- (三) 大学部公開教育学士の単位認定クラスの単位認定については、各学部・学科で第一審査の上、教務処に再審査のため提出する。
- (四) すべての第一審査および再審査の作業は、追加・撤回期限までに完了するものとする。

七、単位認定の登録は、次の規則に従って行うものとする：

- (一) 他学部転入は、元の学部の前年度の成績表を使用し、「単位認定科目の単位」を記載する。
- (二) 転入学生の単位認定単位について、前年度成績表内に転入前の各学年の成績欄(単位認定登録できる成績)を登録する。2年次編入生は1年生、3年次編入生は1年生、2年生を登録する。
- (三) 再試験または入学再申請または法令規定に基づき単位履修後テストを受け学位を取得する大学新入生は、単位認定科目の単位登録は歴年成績表内の1年生の成績欄に登録することとする。

八、必須科目が課目表修正により、開講停止、選択科目へ変更、名称の変更、単位数の変更があった場合、学部(学科)は、類似の性質の科目を選定し、科目単位認定状況対照表を提出し、かつ所属の学部、院クラスの課程委員会の審議を経て、学校の同クラスの課程委員

会議に提出し、転学科、新旧課程交代、再履修の学生の履修に供する。ただし、卒業に必要な総単位数は軽減されない。

九、科目単位認定の申請書は、教務部門による複数審査後、ただちに学生所属の各学部・学科事務室及び学生本人に通知する。

十、その他単位認定に関する事項については、本校学則の関連規定に基づき実施する。

十一、本要点は、教務会議の通過後、校長の承認を経て公布し、実施する。